

厚生労働省  
環境省  
経済産業省  
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十八年七月十四日

厚生労働大臣 川崎 一郎

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	通し番号
866	硝酸カドミウム	(1) - 201
867	1, 2 - ビス(2 - クロロエトキシ)エタン	(2) - 448
868	<i>O O - tert -</i> ブチル = <i>O -</i> イソプロピル = ペルオキシカルボナート	(2) - 1729
869	2 - <i>sec -</i> ブチルフェノール	(3) - 503

8 7 0	2 - <i>t e r t</i> - ブチル - 5 - メチルフェノール	( 3 ) - 5 2 1
8 7 1	2 , 4 - ジ - <i>t e r t</i> - ブチルフェノール	( 3 ) - 5 2 1 ( 3 ) - 5 2 6
8 7 2	4 , 4 - オキシビス ( ベンゼンスルホノヒドラジド )	( 3 ) - 8 4 6 ( 3 ) - 1 8 8 6 ( 3 ) - 1 9 6 9
8 7 3	2 - クロロフェノール	( 3 ) - 8 9 5
8 7 4	4 - クロロフェノール	( 3 ) - 8 9 5
8 7 5	ビス ( 1 - メチル - 1 - フェニルエチル ) = ペルオキシド	( 3 ) - 1 0 8 6
8 7 6	<i>N</i> , <i>N</i> - ジエチル - 3 - メチルベンズアミド	( 3 ) - 1 3 2 1
8 7 7	フタロニトリル	( 3 ) - 1 7 9 9

8 7 8	2 - トルエンスルホンアミド	( 3 ) - 1 8 9 5
8 7 9	1 , 4 - ジメチル - 2 - ( 1 - フェニルエチル ) ベンゼン	( 4 ) - 3 8
		( 4 ) - 2 4 4
8 8 0	2 - エチル - 9 , 1 0 - アントラキノン	( 4 ) - 6 8 7
8 8 1	1 , 3 , 5 - トリアリル - 1 , 3 , 5 - トリアジナン - 2 , 4 , 6 - トリオン	( 5 ) - 1 0 4 7
8 8 2	クロロ ( トリフェニル ) メタン	( 9 ) - 8 9 7